



島根県報

令和3年11月26日（金）

号外 第 138 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（3件）

(") 3

告 示

島根県告示第704号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	186号	浜田市金城町長田イ455番23地先から同番24地先まで	前	メートル 16.10～ 51.10	メートル 115.00	浜田県土整備事務所 雪寒工事 拡幅
			後	16.10～ 55.40	115.00	
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原87番19地先から同地先まで	前	13.04～ 18.06	23.68	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	15.94～ 33.62	23.68	
"	"	鹿足郡津和野町日原107番3地先から同地先まで	前	10.47～ 26.32	77.47	道路改良工事 拡幅
			後	15.00～ 33.14	77.47	

島根県告示第705号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	田所国府線	浜田市宇野町2161番1地先から同町393番1地先まで	メートル 491.30	令和3年 11月26日	浜田県土整備 事務所	

島根県告示第706号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	出雲市佐田町一窪田3986番1地先から同地先まで	メートル 26.30	令和3年 12月1日	出雲県土整備 事務所	
県道	大社立久恵線	出雲市乙立町字クケ平瀧ノ上へ4492番2地先から同へ4493番3地先まで	89.32	令和3年 11月30日		

島根県告示第707号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町三成589番1地先から同町郡269番2地先まで	メートル 720.00	令和3年 11月26日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
県道	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪1411番地先から同地先まで	11.30	令和3年 11月26日	雲南県土整備事務所	
〃	〃	雲南市三刀屋町高窪16番1地先から同1863番1地先まで	148.35	令和3年 11月26日		